



平成 28 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社アイロムグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 森 豊 隆
(コード番号：2372 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 経営企画本部長 谷 田 洋 平
(TEL. 03-3264-3148)

有償ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 24 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条の規定に基づき、当社役員、当社従業員及び当社子会社役員に対し、下記のとおり第 8 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

I. スtockオプションとして本新株予約権を発行する目的及び理由

当社が今後の収益の向上及び企業価値の増大を目指すにあたり、株主の皆様と株価を通じたメリットやリスクを共有することにより、より一層の意欲と士気を向上させ、当社の目標株価に対するコミットメントをさらに高めることを目的として、当社役員、当社従業員及び当社子会社役員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権の割当先となる当社役員、当社従業員及び当社子会社役員は、当社の先端医療事業等の成長性を加速することにおいて極めて多大なる貢献をしており、また今後も企業価値向上への大きな取組が期待できます。当社は製薬・薬局等事業を分離し、先端医療分野で事業を行っているディナベック(株)（現(株)ID ファーマ）を平成 26 年 1 月 1 日に子会社化し、また SMO 企業を数社買収して業容を整えるなど大幅な事業再編に取り組んでまいりました。それらを受けて 1、2 年は Post Merger Integration (PMI) のステージにありましたが、この過程を経て今期から連結経常利益ベースでの黒字化を目指します。先端医療分野におけるライセンスアウト等で将来の収益拡大の期待がある中、その顕在化により企業価値向上を図り株価上昇を目指します。

本新株予約権は、これらの活動を行うにあたっての当社役員、当社従業員及び当社子会社役員に対する意欲や士気を一層高めるとともに、「Ⅱ. 新株予約権の発行要項」に記載する行使条件に設定した業績判定水準の達成を果たし、喫緊の課題である黒字化を達成することで、株価上昇に伴うインセンティブを既存株主と共有することが実現できると考えております。

なお、本新株予約権は、平成 29 年 3 月期の決算発表日以降、仮に当社の株価（終値）が 500 円を下回った場合には、本新株予約権の権利行使ができない内容となっており、本新株予約権の権利行使不能となる株価として設定した 500 円は、当社が上場企業として維持すべき企業価値を勘案した時価総額となっております。

当社は、前述の事業再編を経て先端医療分野を中心とした成長戦略を見据えております。

しかしながら、直近 3 期において売上高の伸長が見られず連結経常損失の計上が続くなど低迷する

業績の中で、今期を前述の事業再編等の効果が寄与する重要な時期と捉えており、売上規模の拡大及び黒字化をグループ一丸となり実現する機会であると考えております。特に前期においては、連結経常損失が約8億円となりましたが、成長投資による非経常的な費用を控除すると4億円程度の損失であり、固定的な費用が中心である業態の当社にとって成長投資が一服したことから5～10%程度の売上高増と費用削減努力により黒字化を目指します。

本新株予約権は平成29年3月期の連結損益計算書上の売上高が平成28年3月期の同売上高の105%を超過することを条件に割当した新株予約権の総数の50%の個数を、平成29年3月期の連結損益計算書上の売上高が平成28年3月期の同売上高の110%を超過することを条件に残りの50%の個数を行使できる内容となっております。また、平成29年3月期の業績が行使水準に満たなかった場合には、平成30年3月期にも「Ⅱ. 新株予約権の発行要項」に記載の業績判定水準を設けております

当社が平成28年3月期決算短信にて開示致しました平成29年3月期の売上高の見込みは7,200百万円（前年度対比75.01%増）としており、当該業績予想の達成に向け当社グループ役職員は一丸で臨む所存でありますが、本新株予約権の発行は喫緊の目標である黒字化の達成をめざし行使条件を設定しております。

また、平成29年3月期において業績達成条件を達成する自信はあるものの、不測の事態により平成29年3月期で仮に達成条件を満たさなかった場合も、平成30年3月期にも同様の達成条件を設けることにより無効化することなく、本新株予約権が継続した企業価値の形成に向けたインセンティブプランとして機能するような設計としております。

本新株予約権の目的とする株式の数の合計は、1,126,500株（総議決権個数は11,265個）であり、希薄化率は、平成28年5月24日現在における当社の発行済株式総数10,623,665株に対して10.60%、総議決権数103,520個に対する希薄化率は10.88%に相当します。

このように喫緊の課題である連結経常利益ベースでの黒字化を早期に達成すると共に、本新株予約権の権利行使を促しその株式の保有により先端医療分野等におけるさらなる売上拡大ステージにおいて、株価上昇に伴うインセンティブを株主と当社役員、当社従業員及び当社子会社役員が共有することが、当社の既存株主の皆様の方々の将来的な利益にも貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

Ⅱ. 新株予約権の発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社アイロムグループ第8回新株予約権

2. 申込期間

平成28年6月9日

3. 割当日

平成28年6月9日

4. 払込期日

平成28年6月9日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を当社役員 5 名・当社従業員 5 名・当社子会社役員 15 名に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,126,500 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。当該調整後付与株式数を適用する日については、第 11 項の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記の他、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

7. 本新株予約権の総数

11,265 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 2,043 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

(2) 行使価額は、当初 1,204 円とする。ただし、行使価額は第 11 項に定める調整に服する。

10. 行使条件

以下(1)に掲げる全ての条件に合致するものとし、(2)、(3)乃至(4)に掲げる事項に抵触しない限り権利行使を行うことができる。

(1) 各新株予約権者は、下記(i)乃至(ii)に定める決算期における当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載の売上高が下記(i)乃至(ii)に掲げる一定の水準（以下、「業績判定水準」という。）を超過した場合、割当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を、第 13 項に定める期間において行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

(i) 平成 29 年 3 月期の売上高が平成 28 年 3 月期の売上高の 105%を超過した場合

達成期： 平成 29 年 3 月期

行使可能割合：各新株予約権者が割当てられた本新株予約権の 50%まで

その他特約：(i) の業績判定水準を満たさなかった場合、平成 30 年 3 月期の売上高が平成 28 年 3 月期の売上高の 105%を超過した場合、各新株予約権者が割当てられた本新株予約権の 50%まで行使できるものとし、平成 28 年 3 月期の売上高の 110%を超過した場合、各新株予約権者が割当てられた本新株予約権についてさらに 50%を行使できるものとする。

(ii) 平成 29 年 3 月期の売上高が平成 28 年 3 月期の売上高の 110%を超過した場合

達成期： 平成 29 年 3 月期

行使可能割合：各新株予約権者が割当てられた本新株予約権の 50%まで

その他特約：(i) の業績判定水準を満たしかつ (ii) の業績判定水準を満たさなかった場合、平成 30 年 3 月期の売上高が平成 28 年 3 月期の売上高の 110%を超過した場合、各新株予約権者が割当てられた本新株予約権について 50%を行使できるものとする。

- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は本新株予約権を行使することはできない。
- (3) 新株予約権者が本新株予約権を当社グループの役職員の立場から外れた際に放棄したものと見做し、放棄に該当する場合には、当該本新株予約権を行使することができない。
- (4) 新株予約権者は、割当日から第 13 項で定める期間を満了するまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が 500 円を下回った場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (5) 当社は、平成 30 年 3 月期の決算短信開示にて本項 (1) に定める業績判定水準を満たさなかった場合、(2)、(3)、(4) が生じた場合、第 13 項に定める行使可能期間が満了した場合、乃至第 16 項に定める取得条項が生じた場合、いずれの場合にも未行使で残存する新株予約権が生じた場合には、新株予約権者は以下 (i)、(ii) の手続きによる承認に基づき、当社が取得消却し新株予約権と引換えに払い込まれた金銭を払戻し可能とする。

(i) 代表取締役：取締役会の決議

(ii) 代表取締役以外の新株予約権者：代表取締役の書面による同意

11. 行使価額の調整

(1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割・株式併合の比率}}$$

② 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、本項（2）に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①本項（1）①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

②本項（1）②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 本項 (1) ①及び②に定める場合のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

12. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数を交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、第6項に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付する再編対象会社の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第9項に従って定められる調整後行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される価額に本項 (3) に従って定められる当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

第13項に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第13項に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第17項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件

第10項に準じて決定する。

(9) 交付する再編対象会社の新株予約権の取得事由及び条件

第 16 項に準じて決定する。

13. 本新株予約権を行使することができる期間

第 10 項に定める業績達成条件の判定のため、業績達成条件の判定の基礎となる決算短信開示の翌営業日から 3 年間にわたり本新株予約権は行使可能とする。なお、決算短信の開示に遅延が生じた場合には、遅延が生じた短信開示日の翌営業日から 3 年間を行使可能期間とする。

行使可能期間：平成 29 年 5 月 16 日から平成 32 年 5 月 15 日

但し第 10 項(1)に定める業績達成条件のその他特約の条件に該当する場合は、行使可能期間を平成 30 年 5 月 16 日から平成 33 年 5 月 15 日までとする。

14. 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

15. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

16. 本新株予約権の取得

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権 1 個あたり 2,043 円の価額で新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数を生ずる場合は、この端数を切り上げる。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

18. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 13 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第

22 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 23 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第 22 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

19. 本新株予約権の譲渡禁止

本新株予約権は譲渡することができない。

20. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

21. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権は、任意時点にて行使可能なアメリカン・オプションであるため、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションを実施した。リスク中立測度のもとで、当社の株価、当社株式の流動性（最近 1 年間の日次売買高の中央値〈48,100 株〉の 10%を売却可能という前提）及び株価変動性（ボラティリティ）、リスクフリーレートから株価経路を 5 万回発生させペイオフの平均値を算出し、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向、累積デフォルト率（34.59%）から算出したクレジットコスト（52.88%）、業績条件による新株予約権の消滅確率等について一定の前提を置いて第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号、代表者：代表取締役社長 能勢 元）が評価した結果と同額の、本新株予約権 1 個の払込金額を金 2,043 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 28 年 5 月 23 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100%相当額とした。

なお、業績条件は業績条件による新株予約権の平均行使可能数を算出し、業績条件を加味しない場合の新株予約権価額に乗じることで最終的な新株予約権価額を算出した。具体的には、当社の過去 3 期の売上高の平均成長率（1.29%）、売上高のボラティリティ（1.75%）から将来の売上高を推定し、業績条件の対象となる 2 年間における業績達成確率を統計的に算出し平均行使可能割合を計算した。平均行使可能割合は、最終的な行使可能割合である 0%、50%、100%にそれぞれの確率は、82.14%、1.42%、16.44%を乗じたものとなり平均行使可能割合は 17.15%となる。

22. 行使請求受付場所

株式会社アイロムグループ 経営企画本部企画室 または、その機能を継承する部門

23. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 飯田橋支店

24. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

25. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

| 対象者 | 人数 | 割当新株予約権数 |
|---------|-----|------------------|
| 当社役員 | 5名 | 9,350個(935,000株) |
| 当社従業員 | 5名 | 1,070個(107,000株) |
| 当社子会社役員 | 15名 | 845個(84,500株) |

26. その他

- (1) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

III. 支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権の発行は、その一部につきまして、支配株主である当社の代表取締役社長森豊隆に割り当てられますので、株式会社東京証券取引所が定める「支配株主との取引等」に該当いたします。

1. 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社が、平成27年12月25日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に以下の内容で支配株主との取引方針を記載しており、本取引は、この基本方針に則って決定しております。

「当社の創業者である森豊隆は、当社の議決権の過半数を所有する支配株主であります。当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引と同様な適切な条件を基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定しております。」

2. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社取締役会における本新株予約権の内容及び条件の決定にあたっては、支配株主である当社の代表取締役社長森豊隆は、利益相反回避の観点から、審議及び決議に参加していません。

本新株予約権は、社内で定められた規則ならびに手続に従って発行しております。また、権利行使の払込価格の算定方法をはじめとする発行内容及び条件等についても、上記「II. 新株予約権の発行要項」に記載のとおり、一般的な新株予約権の発行の内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであります。

3. 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本新株予約権の内容および条件の妥当性については、当社取締役会に審議の上、本日で、取締役会決議を行っております。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない社外取締役である角台利和取締役(独立役員)並びに社外監査役である佐々木秀次監査役(独立役員)より、本ストックオプションは、①当社の代表取締役である同氏の職責が当社業績の向上であることは明らかであること、②本件ストックオプションは売上高による業績判定を行使条件にしたものであること、③本件ストックオプションは株価がある一定の水準を下回ると権利行使はできなくなるもので

あること、④本件ストックオプションの発行価額の決定方法は第三者機関により算定されていること、⑤本件ストックオプションの権利行使価額その他の発行内容及び条件について検討した結果、本件ストックオプションは適正なものであり、妥当性が確保されていること、⑥社内で定められた規則および手続きに基づき発行されるものであること、⑦今回の取締役会決議において発行される予定の森 豊隆に対するストックオプションが全て権利行使された場合、交付される当社普通株式の上限は800,000株であり、希薄化率は、平成28年5月24日現在における当社の議決権総数の7.84%にあたり、本件ストックオプションの付与が株式価値の希薄化に与える影響は限定的であることから、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

以上